

仙台市青少年健全育成推進会議広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市青少年健全育成推進会議(以下「推進会議」という。)への企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、仙台のまち全体で青少年の健全育成に取り組み、市民の皆様をはじめとする多くの方々に健全育成への理解と参加の気運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる掲載等が可能なものとして第4条の規定により定めたものをいう。

イ 推進会議の広報印刷物

ロ 推進会議のWEB ページ

ハ 推進会議が、上記イ・ロの他に活用できる広報媒体を別に定めるもの

(2) 掲載等 広告媒体に企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載等の決定及び基準等)

第3条 掲載等の可否の決定に当たっては、推進会議において、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 掲載等をする広告は、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと

(2) 次に掲げる業種又は事業(以下「事業等」という。)を営む者の広告については、掲載等をさせてはならないこと

イ 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

ハ その他前号の規定の主旨に適合しない事業

(3) 次に掲げる内容の広告については、掲載等をさせてはならないこと

イ 法令又は条例で禁止された事物を扱う広告

ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な広告

ハ その他第1号の規定の趣旨に適合しない広告

2 前項に規定する判断基準の細目については、推進会議会長が別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 掲載等を行う広告媒体は、推進会議の会長が定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに推進会議の会長が定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、推進会議の会長が定める。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、推進会議の会長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和5年3月10日改正)

(改正期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。